

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷二十四第

行發日一月五年一十和昭

## 論叢

醫と課税

法學博士 神戸正雄

ナイト利子論の吟味

文學博士 高田保馬

經濟學史の基本問題

經濟學博士 石川興二

## 時論

最近の貿易構成の變化について

經濟學博士 谷口吉彦

最近に於ける小作爭議の動向と小作立法

經濟學博士 八木芳之助

## 研究

社會保險の本質とその效果

經濟學士 中川與之助

パレトの生産均衡論

經濟學士 青山秀夫

價格構成に於ける商業の作用

經濟學士 堀新一

## 說苑

來住の大阪人口構成

經濟學士 青盛和雄

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

# 經濟論叢

第四十二卷 第五號 (通卷第貳百五拾壹號) 昭和十一年五月發行

## 論叢

### 醫と課税

神戸正雄

#### 緒言

昔は醫を仁術とまで崇めたものであつた。今でも野蠻未開の地に往くと、病氣を治す所の醫は生き神様のやうに尊敬せらるるのが普通だと聞いて居る。我邦で醫者が段々と信用を落して來た嫌はあるが、それでも苦しい時には神頼みか、醫者頼みかをするの外なく、諸の職業中では、まだ矢張り醫者が尊敬の的となつて居る。彼等は精神的に自重しても居るし、物質的にも比較的恵まれて居る。たゞ時世の變は醫者の地位にも可なりの變化を來たし、彼等の數は殖える一方、そして大衆は貧困化するばかりで、其爲め醫者の収入が餘りにも小くなり、生活餘裕も段々と薄

くなり、勢ひ彼等の患者に對する態度が營利的とならざるを得ぬやうにもなり、かくて世人の彼等に對する尊敬の念が餘程衰へて來た。かくて由來醫は多少高尚な非營利的なる職業と見做して營業課税をも差控へて來たのであるが、今では之を營業の一と見るの見解が出來、之に營業なみの課税をしやうといふ氣運が生じつつある。否な其の經營組織の如何によりては今でも此に課税を爲し得るのである。又、彼等を寛大に課税したる時代にも、尙ほ彼等に特に課税した方面もあつて、之が課税は決して單簡ではない。それで私は茲に、醫に對する從來の課税の方法を檢し、更に之を批判し、及之が改善の方法をも考へて見やう。

### 第一段 課税の原因としての醫

醫、或は廣く保健といふことは一方には課税の原因ともなり、他方には課税の對象ともなる。先づ前者より説く。此保健といふことは未開時代には各人各個の仕事であつて、國家等の仕事ではなかつた。處が時代が進み、文化の進むに従ひて、國家等の仕事となるやうになつた。<sup>1)</sup>そして今日にてはむしろ國家及地方の一の重要任務ともなり、國及地方費の一原因となり、之が爲めに必要となれば新税を起し、又は舊税を増率せざるを得ざる事にもなつた。そして其の之を重要な國務又は公務とならしめたのは、此がいふまでもなく、人々の生存期間の延長、活動能率の増進、生活の向上に資することとなりて、人々の福祉を増進するものであるからである。<sup>2)</sup>かくて此

1) Bela Földes, Fw. 2 Aufl. S. 109.

2) King, Public finance, p. 89.

が國民各個人の幸福を進めるばかりでなく、國民經濟全體の地位を高め、更には國防力をも充實し、及文化の進歩にも役立つこととなり、つまり個人の健康は、やがて國家全體の健全といふことを意味するからである。<sup>3)</sup>たゞし其の爲めの國及公費があまりに大くなり過ぐると、其の爲めの稅負擔が重くなり、其結果として、個人の經濟活動が困難となり、社會生活は壓迫を受け、却つて各人の健康を不良ならしめ、生命を短縮し、保健上望ましからざることもなるのである。随ふて其度合は相當適當に定めなければならぬとするが、今日何處にても、そして我邦にても幸にして保健費の爲めに苦しむといふほどの事はなく、恐らくは大勢からいふと、むしろ今後に於てもつと保健の爲めの國及公費を増大せしめなくてはならぬであらうと思ふ。

試みに我國の昭和十年度の保健衛生費を見ると、國費にては僅かに七百三十六萬一千二百六十九圓<sup>\*</sup>(全國費の〇・三%)、地方費(道府縣市町村費)にては一億三千二百餘萬圓(全地方費の七・二%)、其中につき市は一億〇三百八十八萬七千七百七十四圓、町村は一千七百四十六萬六千三百三十二圓といふので、結局、市町村、就中、市にて最多くを之に費しつつあるが、國としては殆んどいふに足らぬ小額しか費つて居らぬのである。つまり醫療は今日は主としては尙ほ各人の自費に屬し、随ふては各個人は其爲めに私經濟上大に苦しみ、一たび家内に重病人を出すときは、一家は擧げて其犠牲となるの外なき狀況である。だから國家は醫藥の國家管理につきて考慮しなくては濟まぬのである。

3) Bela Földes, ebenda.

\*尤も此には健康保険に関するものの如きを社會費として除いて居る。

## 第二段 課税の對象としての醫

### (一) 醫に關する現行税制

(A) 登録税——現行税制下にて醫についての積極的な特異なる規定はといふと、其は、登録税法の第八條である。此にて醫師たる資格の新規登録、及其登録事項の變更に對して、其れ々々に定額の税を課して居るのである。そして其は自由職業の凡べてのものに之を課するといふのである。たゞ若干のものだけに之を課し、醫師も其一として選ばれたのである。此醫師と同じやうな課税を受けるのは、辯護士、藥劑師、獸醫、蹄鐵工（自由職業といふよりは、むしろ職工、勞働者といふべきものであらうが）、海員（船長、運轉士、機關長、機關士、水先人）で、此等のものにも資格の登録税がかけられる。資格の登録ではないけれども、自由職業者に關聯した登録税として別に、自由職業者の作物の登録税がある。其は著述家の著作権、發明家の特許、意匠、實用新案などについての登録税である。

(B) 其他——或意味にて醫師と同等のものに課税しつつ、却つて醫師には之を課しないと居る場合がある。其は次の二である。

(い) 主たる國税（隨つて地方税）——にて、元來、醫師は見様によりては一の營業とも解せられ

得る。此見地からしては之に營業收益税を課して良い譯であるのだが、實際には之を營業としては課税して居らぬ。尤も詳しくいふと、醫の經營組織によりて其取扱が異なるのである。即ち、

(1) 個人營の醫——に對しては、其は營業收益税(及附加税)も營業税も課せられない。之を課すべき營業種類から除外せられて居る。併し此にも所得税、資本利子税、地租、家屋税及其等の附加税はかかる(但し資本利子税には附加税はない)。

(2) 營利法人營の醫院——には、營利法人の經營なるが爲めの故に、營業收益税を課せられる。隨ふて此が地方附加税もかかる。此には醫なるが爲めの恩典はない。そして別に第一種法人所得税、資本利子税、地租、家屋税、其等の附加税もかかる(資本利子税の附加税はない)。

(3) 公益法人たる病院——には、營業收益税も所得税も資本利子税も家屋税も、其等の附加税あるときの附加税も免ぜらるる。但し地租(隨つて其附加税)だけは課せらるることとならう。

(4) 國立又は地方立の病院——此には營業收益税、所得税、資本利子税、家屋税、其等に附加税あるとき、其附加税もかけられないばかりでなく、地租及附加税もかけられない。尤も地方病院の有つ賃貸用の土地には課税せらるることがあり、國及地方病院が病院用としても有料にて借入れて居る土地及家屋には其貸主にて課税せらるることはある。

(5) 地方の雜種税——が自由職業中に就きて藝妓、遊藝人、遊藝師匠、俳優、相撲などにはかけられつつ、醫師にはかけられて居らない。

(二) 批判

(A) 登録税に關する問題

(い) 税質の問題——此税、即ち醫の新規登録（及其變更にも關するが、此方にては、むしろ手數料分子が勝つ）の税は一の交通税として一の能力を掴む税とし得る。此際に課税するのは、彼が此資格を得れば、其後、其資格からして收得するであらう所の、比較的大なる所得、即ち給付能力をば推定して、此資格獲得の機會に此能力を掴まうといふのである。また現實のものとはなつて居らぬけれども、矢張り可能なる利益、價值は既に生じて居るとして、其を掴まうといふのである。或はもつと緩く解すれば、其上にも、此醫の資格を得るまでには、他の業務に於ける資格を得るよりも、大體、教育費が割合に一層大くかかり、此を得た者は大體に於て、經濟上の餘力の、比較的大いことを示すものとして、其に現はれたるだけの能力をも此機會に掴むものとも見られる。かくして此税に税の根據はあり、税として良いことにはなるが、たゞ其税が千遍一率なる定額となつて居ること、其額のあまりにも低いことから考へると、單純なる税ではなくして、其に手數料元素もあるのだとも見られる。精密にいふと、單なる手數料としては少しく高きに過ぐるので、茲に此機會に税として取らうといふ意圖があるとすべきである。即ち當初、手數料としてのみであつたものから、之を稍増大して、其に税の元素を加へたものといふを得る。<sup>4)</sup>

(ろ) 課税の當否——

4) Moll, Lehrbuch. S. 165.

(1)肯定理由——前にいふ如くで、此は一の手数料にして、兼ねて交通税として、相當の根據もあるとして良い。

(2)否定理由——併し之に反對の主張も成立たぬことはない。既に醫師の資格取得に課税するならば、他日齊しく或相當に大なる所得を擧ぐべきものと推定される他の資格の取得、例之、高等試験の合格者、技術員資格の受領者、教員免狀の受領者等々にも之を及ぼして登録税をとつたら良いではないか。後者を見逃がす以上は、前者をも見逃して良いのではないかといふことがいはれ得る。即ち醫師等にのみ課しつつ、對等なる他の或者を免するのを不公平、片手落といふのである。但し茲に強めて理屈をつければ、醫師などは、一度免狀を取れば、個人營にても自由に活動し得られて相當に大なる所得をも擧げ得るものであるのに、高等試験資格者等は大むね官公廳などに雇はれて漸く附屬的の生存を遂げ得るのみで、資格があつても雇先を見出し得なければ、何の役にも立たず、所得に有りつくことは必ずしも出来ないであり、其處に資格の價値に相違を見るのであつて、大體、前者は後者よりも價値が一層大と見たのだといふことも出来る。併し進んで考ふると、醫師等にしても可なりに多くのものが官公廳などに雇はれることによりて漸く其所得を得て居るのであり、後の部類の中でも、技術員中には、可なりに多く此資格を土臺として獨立自營を爲して發展を遂ぐるがあり、高等試験資格者とても必ずしも之によりて高等官になるばかりでなく、むしろ之にて其實力を試めして其信用を増し、之を利用して社會的に發展

するの資とするも少くない。教員とて或度までは私塾にて自營するといふこともある。で嚴格にいふと、そんなに二者の間の差を認めることは出来ぬことになる。此等はむしろ凡べて課税の機會として利用して良く、双方に課税して良いのであり、若も強て高等試験資格者等を不課税とするならば、醫師等にも不課税とするのが、むしろ合理的であるといはなければならぬ。

(は)課税方法——既に之を課するとして、次の問題は、課税の仕方である。現行法は一定額を課して居る。手数料としては其れで宜しいが、既に之を税とする以上は、何ほどか段階があつた方が良いのである。各の場合の能力の度合を見計つて差等を附するのが至當である。其には其資格取得者又は其の屬する家の所得税額の大小に應じて三段位の等級ある定額、つまり階級税を課するとしたが良い。其れなれば齊しく資格取得者にも、貧窮の家に生れ、苦學し、又は借金して成業したものは輕課せられ、家に餘裕の大きい者は重く課税せられることになる。税としては其の當時に於ける給付の難易を考へたが良い。將來に於ける發展の可能性からいふても、同じものなら經濟上の餘裕大なる者は競争上、貧者よりは一層有利である。將來の能力を推定する上からも其に段階を設くるのが至當である。但し資格消滅の登録の如きには一率としても良い。此は最早税ではなくして、單なる手数料となる。廣く登録事項の變更の登録の如きも、同やうに見て可い。

(B)營業税(及其他の主たる直接税)に關する問題

(い) 課税の當否

(1) 否定の理由——是れまで醫をば、營業收益税乃至營業税から不課税としたのは何故か。

其は一には、此が人の生命を左右するといふ仕事に關し、一の神祕的でもあり、非物質的なる、高尚なる仕事と見て之を特別に崇敬するといふ氣持の現はれといふを得る。二には、實際にも之に當つた人々が公益的慈善的の心持を有つて居り、非營利的の態度にて行はれたといふことにもより、三には、舊時にては醫が其術を施すといふても機械や外形設備によることは少くして、其人の智能に待つことが多く、之をば、單なる勤勞の結果と見るべきものとし得たのに因るのである。

(2) 肯定の理由——然るに今日、此が段々と營業とせられ、營業に準ずるものとせられるやうになつたのは、其經營方法が次第に變つて、今では營業的となり、營業に近づいたからである。特に前記、第二、第三點に於て大なる變化があつた。今日の醫の患者に對する態度は可なり營利的となつて居る。公益慈惠よりは、其收入の多からんことを眼目として經營して居る。研究本位、慈善本位といふが如きは、全くの例外といふべきである。其精神から出發して、形に現はれた經營振りを見ても、全く營業者の營業方法に近寄り、病院の建物及内部の装置を飾立てて、之をアットラクティブと爲し、盛に宣傳廣告をも行ひ、更に客引までもを派出し、必要なき藥を二種、三種並び處方し、無益なる注射をも敢て行ひ、治療に必要と稱しては患者を病院に入れて、高き室代、食料を徴しつともある。其仕方は全く營業者の仕方と甲乙はないのである。物品

販賣業、料理屋業、旅人宿業、製造業等々の兼業をして居るものといふて良い。それから前項に擧げた第一點たる神祕的な高尚なる仕事といふ點であるが、此も近頃は宗教をさへ營利事業化しつつある時代であるから、先づ高尚なる仕事に對する見方に變革が生じつつあつて、神祕的なものをも營業と見るに於て矛盾を認めぬやうになつて居る。又、事實、醫の經營方法には改良革正が切りに企てられつつあつて、醫院にて單に投薬、注射、手術といふやうな在りふれた方法のみに拘らず、進んで温泉場を備へ、運動場を置き、電氣療養法を併用し、鍼灸術をも行ひ、其他有らゆる治療法を盡し、尙ほ進んでは静座法の如きものや、更には宗教的祈禱までも取入れやうとして居り、其經營方法が微に入り細を極め、神祕的でもあるが、併し、同時に最進歩したる營業ともなりつつあるのである。かくして醫は一の大なる投資物體ともなり、明かに營業の體を備ふることになつて、又、營業課税に堪へ得るの利得をも生ずるやうになりつつあるのである。

(ろ) 課税の方法

(1) 現制下に於ける差別課税

(a) 現制と其理由——現制下にては醫は、個人經營と營利法人經營と、公益法人經營と、(更に國及地方經營と)により異つた取扱を爲すこと前にもいふ如くであり、公益法人たるとき最輕く、之には殆んど地租及其附加税のみかかり、其他の直接税は何にもかからぬのである。然るに個人營の場合には營業收益税、營業税、及其等の附加税のかからぬだけであつて、其他の直接税は凡べてかけられる。そして營利法人經營のにては、營業收益税及附加税のかかるばかりでな

く、其他の直接税は法人の特質に反せぬ限り凡べて課せられる。此の如き差等課税にも一應の道理はある。其は第一のものには營利分子が全く缺けて居り、第二のものには此が薄く、第三のものに最も此が濃厚だからといふのである。

(b) 其批判——併し事實、果して營利分子の濃淡が右の如きものなのであらうか。公益法人營だとても、經營方法の如何によりては、干係者が巧みに此に於ける報酬其他の名目にて可なり過分なる利益をも配當されることにはならぬか。假りに公益法人として實費診療所を設けたとする。如何にも其れは公益的慈善的のやうに見える。そして藥價も一劑一日分十錢で、醫師會にて定めた市中の醫師にては一劑一日分二十五錢乃至四十錢なのに比して遙かに安くはなつて居る。處が其藥の原價は諸費用を入れても一日一劑金三錢あれば十分であり、五十例の平均は二錢五厘七毛だといふ。だから十錢にても既に相當の餘剰はある。其上にも必要の疑はしき注射を行ふとすれば、其處には何圓とかいふ利益も生ずる。勿論、其處に診察料が籠つては居るのだが、此にての各患者一人當りの診察時間は平均三分四十秒であるといふから、勤勞とても大したものではなく、相當の報酬は得られることになるといふ事である。元來、内科にて一人の患者を相當に親切に見るとすれば平均十五分以上、三十分もなければならぬものだとせられるのに、右の如く平均三分四十秒といふのでは、詳細に病歴をきくことは出來ず、精密に身體を診察することは出來ず、確實に何病と診定することも出來ず、隨ふて與へられる藥も先づ氣休めのものが多く、其が随分飛んだ結果に導くことがあり勝だといふのである。かくの如きものだとすると、公益法

人としてやつても、名目を公益に假りて干係者にて相當以上に、營利法人と同等以上の配當をも收め得ることになるのである。又、營利法人となれば、其は、自ら營利的に經營するではあらうが、そして特にうんと資本を投じ、設備及人間を良くして、效果の擧らんことを期するであらうが、此も干係者の態度次第では、其配當をば、其事業の公益的性質に省みて自制し、公債の利子（四分）なみに止め、餘剩あれば凡べてを設備及人間の改善に用ゐる、其經營を極度に經濟的、效果的ならしめて、サービスは之を百分とすることが出来る。然るときには一見すれば營利的のやうではあるが、實は最も大なる公益的のものともなるのである。安からう、惡からうよりも、多少は高くても、眞に治療の實の擧がるといふことが此によりては達せられるのである。それから個人營の場合には、非常に強慾な態度にても行はれることがあり、又頗る仁慈的態度にて、又は研究本位にて之を行ひ、少くとも營利をば二次的とすることもあり得る。何れにしても嚴密にいふと、組織の形式上の差異のみからして、公益性營利性の濃淡を計ることは難く、之によりて課税を區別するのは不當としなければならぬ。尙ほ、國及地方營の病院は大體、公益本位のものであるが、併し公益法人營の場合と同じく、經營方法如何によりて、案外に反公益の結果ともなり得ることを注意しなければならぬ。

(2) 改善方策

(a) 其要點——それで今日の如き課税方法を不當として、何う改めるか。公益法人たるものには、假令多少營利的となることはあつても、大體に於ては公益性が重大であり、國及地方團

體の仕事を補充し、其に代つて仕事を行ふて居るとも見らるるから、之には凡べて免税して良く、此には地租をも免じたが良い。そして國及地方營のに免ずるのは此迄通りで良いのは勿論。だが、營利法人營のものに至りては、假令公債なみの利益配當にて甘んずるにせよ、其處に營利分子あるだけにては課税を免れることは出來ず、即ち現状の儘で宜しい。個人營のものは其近代の經營方法の大勢から見て營利分子が相當に濃厚なものとなつて居るから、之に對しては營利事業としての課税が至當であり、近頃は段々と其を課税する方法も増しつある。ただ併し醫が單なる使用人たる場合、獨立開業しても診察所も有たず、單に往診のみを爲すものは除外するのが、營業課税に營業場を條件とするのとの均衡上から至當である。9)或は醫師等自由職業者にはすべて一般商工業よりも多少税を軽くして營業課税を行ふといふのも一案ではある。10)

(b) 若干の異論と其排撃——醫に對する右の課税には若干の異論が出で得る。(イ) 其第一は個人營の醫の中には研究乃至慈善を旨とし營利を計らぬものがあり得る。其に營業課税するのは酷であり、又不當だといふのである。併し此は實は稀であり、大體は其にて營利が先立つから、大體に従つて課税して良い。又、假りに事實、此公益本位、營利無視のものがあつたとしても、然るときは、自ら其純益が少くなり、又は無ともなつて現はれ、格別の不都合はなきこととなり得るから、心配に及ばない。(ロ) それから診察所を有つ醫にても、其收入、所得の不確實だといふことがあるから、之に營業課税するのは不穩當でないかともいふ。併し其點は商工業も同じであり、此理由を以て之を無税とすれば、多くの商工業についても其から無税としなければならなく

7) Moll, a. a. O. S. 353. Bela Földes, a. a. O. S. 284. Tyszka, Fw. 2 Aufl. S. 120. Lotz, Fw. 2 Aufl. S. 352.  
8) Moll, a. a. O. S. 426. Bräuer, Ertragsteuern. (Hdb. d. Fw. II.) S. 33.  
9) 拙、租税研究、十卷、136。  
10) Engländer-Schranil, Fw. S. 158.

なる。既に商工業について此を認めつつ營業課税する以上、醫についても此あるが故にて之に課しないといふには當らない。(ハ)或は醫は特別の制限監督を受けつつあるものだといふことがあつて、不利なる業體だから、之を課税上寛大にしたが良いともいふ。併しかかる制限監督は商工業や其他の營業課税下に立つ業務にもあり得るのだから、其あるが故にては、醫を不課税とするは當を得ない。(ニ)或は此醫への課税は轉嫁せられて貧民税、大衆税となるから、之への課税を躊躇すべしともいふ。併し極貧者は恐らくは賣藥に往き、慈善病院に往き、随つて普通の醫へ行くのは先づ中等以上の者であるから、之へ轉嫁せられたとしても、其にて堪へ得られぬといふほどのことはあるまじく、又、此が多少下層民衆の負擔となるとしても、既に營業課税下に立つ營業中にも、生活必需品の營業者があつて、此への税が、民衆へ轉嫁せらるることあるのを見逃がす以上、其あるの故を以てしては、醫への税を否定するには及ばぬ。(ホ)或は此醫への課税の結果として、勞働者の生活費を増加して、其賃金の引上を將來し、随つて生産費の増加となり、國際經濟競争上にて、我國の産業を不利とすることになるといふ反對説も出でやう。併し此の課税が其れほどまでに大なる影響を有つといふことは恐らくは杞憂であり、其處まで心配するのは無用であらう。(ヘ)更に課税技術上の困難といふことも考へられる。併し此が既に醫への所得課税が行はれて居る以上は、之を營業課税に推し及ばせぬといふことはない筈である。

(C) 雜種税の一たる職業税の問題

(い) 現制及其理由——現在藝術家の一部に職業税を課しつつ、醫に之を課せぬのは何故か。其は強めて説明すれば、前者は奢侈的支出乃至娛樂的支出に干係ある職業で、其への課税が、やがて間接に奢侈税、娛樂税となるといふことから説明し得る。そして醫は人の生命に關し、其生活必要に關する職業だから、必要消費無税の趣旨から、間接に必要消費課税となるべきものを免じやうといふのである。

(ろ) 批判

(1) 右の説明は一應は尤もではあるが、奢侈重課の趣旨からいふならば、むしろ直接に娛樂的消費に、うんと課税するのが適切であり、此に關係ある職業者への課税から、間接に其消費を課するのは適切ではなく、特に彼等へ課するときに、彼等の中には所得の極めて薄く、僅小の税にても堪へ難きものが少からずあつて、其に課するの酷なりといふべきものがあり、其上にも、彼等は一方からいふと、兎にも角にも一の文化的使命を有し、又教育的使命さへも有つといふべきものがある。其に課税することによつて、彼等の威信を落し、又文化の發展を阻碍するといふ嫌もある。だから、むしろ彼等には職業税を課しない方が選むべきである。尙ほ大體、職業税といふものは、之を課するときには兎角、政府にて唯だ収入を必要とするが故に之に應ずる爲め、確乎たる理由もなくして、立法者の恣意によりて、其種類が選定さるる傾があるものだから、其點からも之を課しないが良いとする。既に之を廢止するとすれば、醫にも勿論之を推し及

ばきぬが良い。

(2)それで凡べて職業税が止められるならば問題は無いけれども、既に若干の藝術家に課税しつつ、醫を不課税とすれば、齊しく文化向上、福祉増進に貢献すべきものでありながら、一方に課し、他方に免ずるといふ不公平となる。或は藝術は單なる娛樂、醫は生命保持といふので大なる差異があるやうにも見ゆるが、醫とても必ずしも生死に關する場合ばかりに關與せず、つまり唯だ日常、人の氣分を良くすることの爲めの努力に關することが少くないし、藝術にても人生を豊かにして人の氣持を良くすることに關する。二者は可なりに近接したものであり、一方を不課税、他方を課税と等差づけるほどのものではない。それで二者對等扱するとして、二者共に課税するよりは、二者共に少くとも職業税としては無税とした方が、人生を豊かにするのに望ましとせらるる。

## 結 論

以上要之、醫は從來、登録税に於て特に嚴酷に扱はれ、營業課税及雜種税の上にては、寛大に扱はれ來つて居るが、雜種税たる職業課税の不課税は其儘で宜しとして、營業課税としては個人營の醫にも營業所を備へて營む限りは之を及ぼして良く、登録税については、之が定額課税を改めて階級税とするが適當である。若夫れ、公益法人營の醫に至りては、是迄の免税は一步を進めて、其趣旨を一層徹底することにしたが良いと思ふ。